

第 3 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 2 月 9 日

上富良野町農業委員会

第32回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成29年2月9日(木) 午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 9名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
5	石橋 信次	7	井村 昭次	8	島田 政志
9	舘尾 雄治	11	井村 悦丈	12	青地 修

4 欠席委員

6	佐藤 良二	10	長谷川 裕見		
---	-------	----	--------	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農業委員会事務監査結果の報告について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
3番 谷 忠 委員に合わせ、ご唱和ください。

谷 委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、9名であります。定数に達しておりますので、これより第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、9番 館尾雄治 君、11番 井村悦丈 君、を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。報告第1号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。報告第1号朗読

平成29年1月17日午後3時より農業委員会事務局において、井村委員、石橋委員、館尾委員により、平成28年4月から平成28年9月の期間における農業委員会に関する法律に基づく事務、町の委任に基づく事務並びに会計処理について、関係書類の資料を提出して監査を受けました。監査結果については、適切に処理されていると認められました。

議 長 報告第1号について、井村昭次事務監査委員長から補足説明をお願いします。

井村委員 事務監査委員の井村です。

井村委員 平成28年度、4月～10月分の事務監査を1月17日に監査委員3名、井村、石橋、館尾にて、農業委員会事務室で実施しました。

農業委員会に関する法律に基づく事務及び町の委任に基づく事務並びに関係会計処理について、伝票、決議書、復命書など関係書類の資料の提出を求め、その中から抽出して点検、照合を行うと共ともに、事務職員から事務の執行状況及び内容の聴取を行なったところです。

その結果、事務は適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

議 長 報告第1号「農業委員会事務監査結果の報告について」説明していただきましたが、発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「諮問第1号、農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
富原地区農用地利用改善事業実施組合他より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成29年2月9日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

所8番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。田1筆、面積8,578㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

所9番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は河西郡更別村字〇〇線〇〇番地〇〇の〇〇〇〇会社さん。田6筆、畑2筆、面積94,927㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

所10番、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は河西郡更別村字〇〇線〇〇番地〇〇の〇〇〇〇会社さん。田2筆、面積12,575㎡、売買です。〇〇〇〇さんの離農です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号、所8、9、10番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番、三好です。所8、9、10番について、補足説明いたします。

1月20日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売

三好委員 買3件の利用集積が成立いたしました。

所8番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線北〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田 175,000円で売買となりました。

所9番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手、河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線北〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田 230,000円から130,000円、

畑については70,000円で売買となりました。

所10番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手、河西郡更別村の〇〇〇〇会社さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線北〇〇号となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、10a当たり田 200,000円と130,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所8番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所9番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号、所10番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号、所11番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番、石橋です。所11番について、補足説明いたします。

1月26日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。
〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり田 160,000円、畑については50,000円と20,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号、所11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成29年2月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

議案第1号1番について

田3筆、面積51,892㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。賃貸借です。

議案第1号2番について

田17筆、畑2筆の計19筆、面積146,055㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん。父親の〇〇〇〇さんから息子の〇〇〇〇さんへの経営移譲による使用貸借です。

議案第1号3番について

田1筆、面積22,055㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの祖母です。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借です。

議案第1号4番について

田20筆、面積132,292.41㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。父親の〇〇〇〇さんから息子の〇〇〇〇さんへの経営移譲による使用貸借です。

議案第1号5番について

田2筆、畑8筆の計10筆、面積55,934㎡、出し手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目〇番〇の〇〇〇〇さん。〇〇地区の農地の売買です。

議案第1号6番について

畑1筆、面積10,054㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目〇番〇の〇〇〇〇さん。〇〇地区の農地の売買です。

議案第1号7番について

田23筆、畑5筆の計28筆、面積37,661.75㎡、出し手は茨城県稲敷郡阿見町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。〇〇地区の農地の売買です。

議案第1号8番について

田4筆、畑13筆の計17筆、面積264,374㎡、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんから法人への農地の売買です。

議案第1号9番について

畑17筆、面積397,495㎡、出し手は〇〇農場の〇〇〇〇さん。受け手は〇〇農場の〇〇法人〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんから法人への農地の使用貸借です。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番、石橋です。 議案第1号1番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号 になります。

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、10年間の賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号2番、3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 島田政志 委員」

島田委員 8番、島田です。 議案第1号2番、3番、4番について、補足説明いたします。

2番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号 になります。

息子さんの〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借となります。

3番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号 になります。

〇〇〇〇さんの経営移譲に伴い、〇〇〇〇さん名義の農地について、お孫さんへの使用貸借となります。

4番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号 になります。

息子さんの〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借となります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号2番、3番、4番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号5番、6番、7番について、提案に関する補足説明を願います。

「7番 井村昭次 委員」

井村委員 7番、井村です。 議案第1号5番、6番、7番について、補足説明いたします。

5番

出し手、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん

受け手、〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇道路の北側になります。

〇〇〇〇さんの農地については、〇〇〇〇さんへの賃貸借となっていました。〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇〇〇さんへの売買となりました。

6番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

受け手 〇町〇丁目〇番地〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇道路の北側になります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、売買となりました。

7番

出し手、茨城県稲敷郡阿見町の〇〇〇〇さん

受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号になります。

〇〇〇〇さんの再処分に伴い、売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号5番、6番、7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号8番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番、館尾です。 議案第1号8番 について、補足説明いたします。

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
受け手、〇〇線〇〇号の〇〇会社 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。

農地法3条に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、今回法人への売買となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号8番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号8番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号9番 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番、館尾です。 議案第1号9番 について、補足説明いたします。

出し手、上富良野町〇〇牧場の〇〇〇〇さん
受け手、上富良野町〇〇牧場の〇〇法人〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区と〇〇地区で数か所となります。

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借が11月30日で終了しましたが、10年間の使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号9番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号9番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第5条の規定に許可申請について」の件を議題といたします。

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成29年2月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

申請は、農業後継者の農家住宅建設、もう一つは、ラベンダー園となっています。

審議資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下、内容を朗読。

1番、申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積748㎡、契約内容は売買、目的は農家住宅建設です。住宅、車庫、物置、通路、花壇、カーポートで748㎡です。土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用申請者は中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さん。農用地区域ですが、農家住宅建設に伴い除外の手続きをしております。転用の期間は許可日から平成29年5月31日まで。

2番、申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積13,977㎡、契約内容は賃貸借、目的はラベンダー公園です。〇〇の〇〇〇〇さんの道路向かいです。ラベンダー花壇、デッキで13,977㎡です。土地所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、転用申請者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇法人〇〇〇〇さん。第2種農地です。転

事務局長 用の期間は許可日から平成34年3月31日までの5年間です。なお、現在の許可は平成24年3月26日から平成29年3月31日までの許可となっております、5年間の賃貸借の再契約です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋信次 委員」

石橋委員 5番 石橋です。議案第2号1番について、補足説明いたします。

土地所有者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
転用者は、中富良野町〇町〇番〇号の〇〇〇〇さんです。

後継者の〇〇〇〇さんの農家住宅建設です。
農用地区域の除外の手続きも済ませており、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号2番 について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

井村委員 7番 井村です。 議案第2号2番 について、補足説明いたします。

土地所有者は、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、
転用者は、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇法人〇〇〇〇さん、

所在地は、〇〇のラベンター園です。
現在の許可が3月31日で満了となるため、ラベンダー園の継続としての申請です。
賃貸借期間は5年間となっています。
第2種の農地区分であり、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号2番について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第32回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時20分

上記第32回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成29年2月10日

上富良野町農業委員長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____